

自家発電 Q & A 13

自家発電設備の運転に伴う振動規制について

自家発電設備に関する環境規制として、3月号では騒音規制について紹介しました。引き続き、4月

号では振動規制について取り上げて解説します。

Q 1

自家発電設備の運転に伴い発生する振動は、振動規制法の規制対象になりますか。

A 1

規制の対象になります。
自家発電設備に対する振動規制は、先月号で紹介した騒音規制法と同じような法体系のもとで行われます。

Q 2

具体的にはどのようなものですか。

A 2

騒音規制法と同じように、振動規制法でも工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものが「特定施設」とされ、この特定施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」として取り扱うことで、特定工場等において発生する振動を規制の対象にしています。

発電設備関係では、政令（振動規制法施行令）別表第1に掲げるもののうち、設備の補機として表1に示すものが特定施設に該当し、これを有する発電設備が設置される特定工場等において発生する振動が規制されます。

Q 3

特定工場等において発生する振動に適用される規制基準について、教えてください。

A 3

特定工場等において発生する振動には、騒音規制法と同じように時間及び区域の区分ごとに表2に示す規制基準（※）が告示により定められています。

（※）規制基準とは、特定施設を設

Q 4

表2の規制基準（告示基準）に基づき規制が行われるのですか。

A 4

表2の規制基準がそのまま全国に適用されるわけではありません。騒音規制と同じように規制の主体は地方自治体です。

振動規制法では表2の告示で定める規制基準の範囲内において、都道府県知事に特定工場等における振動について、規制する地域の指定（市の区域内の地域の指定は、市長が行う。）と規制基準の設定を義務づけています。

また、町村は、指定された地域について、都道府県知事が設定した規制基準では地域住民の生活環境を保全することが十分でないとき、告示で定める基準の範囲内において、条例によりこれに代わる規制基準を設けることができることとされています。

都道府県知事が定める規制基準の一例として、東京都の基準を表3に示します。

Q 5

規制区域内において、特定施設を工場や事業場に設置しようとする場合、設置の届出は必要ですか。

A 5

これも騒音規制法の場合と同じように、特定施設を設置しようとする者は、設置工事の開始日の30日前までに、市長村長への届出が義務づけ

られています。

ただし、電気事業法の規制を受け
る電気工作物に該当するもの（発電
設備に関する特定施設など）につ

いては、電気工作物の工事計画の事
前届出として経済産業大臣に行くこ
ととされています。

表1 発電設備に関する特定施設

施設	規 模
圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。

表2 特定工場等における振動規制に関する基準（抜粋）
（昭和51年11月10日 環境省告示90号）

区域/時間	昼 間	夜 間
第一種区域	60dB以上65dB以下	55dB以上60dB以下
第二種区域	65dB以上70dB以下	60dB以上65dB以下

※. 学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、都道府県知事が規制基準として上表に基づき定める値以下当該値から5dBを減じた値以上とすることができる。

（備 考）

1. 時間について

昼間……午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで

夜間……午後7時、8時、9時又は10時から翌日午前5時、6時、7時又は8時まで

2. 区域について

第一種区域……良好な住居の生活環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域……住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある地域

表3 特定工場等における振動規制に関する基準（東京都）
（昭和52年3月30日 都告示240号）

区域の区分		時間の区分	
	当てはめ地域	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前号に接する地先及び水面	65dB	60dB

学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値とする